

意見書 提出

6月定例会の最終日に議員より、「霞ヶ浦導水事業に係る那珂川水系の生態系保全等への配慮を求める意見書」(案)、が議長に提出され、本会議において議員案第10号として上程し可決いたしました。

この意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。



鮎の漁獲高日本一の清流那珂川は、那須及び八溝山系の豊かな自然とともにその水とそこに生息する生物は古来より栃木県北東部・那須地方の人々の生活の糧となり、また、心のふるさとでもあります。

この美しい那珂川をその生態系を損なうことなく未来へ引き継いで行くことは私たちの使命であり、責務でもあります。

現在、国土交通省により進められております霞ヶ浦導水事業においては、この那珂川の水を霞ヶ浦等へ導水し水道用水を始め、工業、農業用水の確保等各種利水のほか霞ヶ浦そのものの水質の浄化等に利用することや、一方、那珂川の渴水時期に霞ヶ浦の水を那珂川に導水することによって河口からの塩水の遡上を抑制し、安全な水道用水、農業用水等の安定取水を図ることと聞き及んでおります。

については、これが実施された場合、取水口の下流のみならず上流域である栃木県内那珂川の利水や環境保全等に要する十分な水量が確保されるかどうか、また、那珂川とその支流に住む生物等の生態系に重大な影響を及ぼさないか、更には後世、取り返しのつかない歴史的汚点として刻まれる多くの出来事の一つとなることはないのか等大いに懸念されます。

このようなことから、霞ヶ浦導水事業による那珂川及び霞ヶ浦の水の相互導水計画については、特に次の点に配慮されるよう強く要望いたします。

記

- 1 那珂川から霞ヶ浦へ導水することにより、那珂川の鮎を始めとする魚類等への影響が無いことの根拠を明らかにすること。
 - 2 霞ヶ浦の水を那珂川へ導水しても、那珂川水系の生態系への悪影響を及ぼさないことを実証すること。
 - 3 これまでの事業推進姿勢が漁業組合や地域住民に大きな不信感や不安を与えてきたことを省み、国は、関係者等に対してはこれら不信感・不安を払拭するよう最大限の努力を続けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月20日

提出告·國土交通大臣



お 知 ら せ

平成20年度は、小林正勝議長が次の要職に就任いたしました。

- 栃木県市議会議長会会長
 - 関東市議会議長会栃木県支部長
 - 全国市議会議長会理事

一般質問で答弁されている用語を市民の皆さんに分かりやすく説明いたします

用語解說